

一般送配電事業者が定める託送供給等約款の変更にもなう 電気料金の変更について

平素より、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「電気事業法施行規則第45条の21の2および第45条の21の5」の規定による経済産業大臣からの通知ならびに「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第3条第3項」の規定による積立ての終了に基づき、一般送配電事業者が定める託送供給等約款が変更され、2021年10月1日から新たな託送料金（※1）が適用されます。

つきましては、2019年10月1日実施の当社の「電気需給約款-2（需給約款等の変更）（2）」（※2）にもとづき、電気料金を変更することといたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※1：小売電気事業者や発電事業者等が一般送配電事業者の送配電設備を利用する場合の料金。

※2：一般送配電事業者が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、需給約款ならびに需給契約に定める料金を変更する必要がある場合、当社は契約期間満了前であっても、変更後の託送約款等または法令をふまえ、需給約款ならびに需給契約に定める料金を変更することがある旨を規定しております。

託送料金見直しにもなう電気料金の変更概要

- ① 託送料金の見直しにより、常時契約の電力量料金単価を変更（税込+0.03円/kWh）いたします。
- ② 検針回数が0回のお客さまは2021年10月分（10月1日～10月31日 ご使用分）、それ以外のお客さまは2021年11月分の電気料金（10月計量日～11月計量日の前日 ご使用分）より新しい電気料金単価でのご請求となります。

※常時契約の基本料金単価、予備電力の基本料金単価、自家発補給電力の基本料金単価および電力量料金単価については変更ございません。

※新しい電気料金の適用に際し、改めてのお手続きは必要ございません。

【問合せ先】

株式会社シナジアパワー（販売サービス部）

Tel.03-5830-1191

< 参考：託送料金の見直し（東京電力パワーグリッド殿） >

(1) 高圧標準接続送電サービス

	変更前	変更後
基本料金単価（円/kW・月）	555 円 50 銭	555 円 50 銭（変更なし）
電力量料金単価（円/kWh）	2 円 34 銭	2 円 37 銭（+0 円 03 銭）

(2) 高圧時間帯別接続送電サービス

		変更前	変更後
基本料金単価（円/kW・月）		555 円 50 銭	555 円 50 銭（変更なし）
電力量料金単価 （円/kWh）	昼間	2 円 57 銭	2 円 60 銭（+0 円 03 銭）
	夜間	2 円 04 銭	2 円 07 銭（+0 円 03 銭）

(3) 特別高圧標準接続送電サービス

	変更前	変更後
基本料金単価（円/kW・月）	379 円 50 銭	379 円 50 銭（変更なし）
電力量料金単価（円/kWh）	1 円 30 銭	1 円 33 銭（+0 円 03 銭）

(4) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

		変更前	変更後
基本料金単価（円/kW・月）		379 円 50 銭	379 円 50 銭（変更なし）
電力量料金単価 （円/kWh）	昼間	1 円 39 銭	1 円 42 銭（+0 円 03 銭）
	夜間	1 円 17 銭	1 円 20 銭（+0 円 03 銭）

< 参考：託送料金見直しの背景 >

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（2016 年 12 月閣議決定）」および「エネルギー基本計画（2018 年 7 月閣議決定）」で示されている原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針にもとづき、原子力発電事業に関する費用を賠償負担金（※1）、廃炉円滑化負担金（※2）と称して、一般送配電事業者が託送料金の一部として回収する制度が開始いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した経過措置として、従来の託送料金が継続適用されておりますが、2021 年 9 月 30 日を以って当該経過措置が撤廃され、新しい託送料金が適用されます。

※1：福島第一原子力発電所事故後に導入された賠償への備え（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）に基づく一般負担金。）に関して、事故前に確保すべきであった不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するもの。

※2：原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、原子力発電所を円滑に廃炉するための費用を託送料金の仕組みを利用して回収するもの。